

神代公園事業・測量説明会 説明資料

東京都 西部公園緑地事務所

今回のご説明は「都立神代植物公園」の未開園部分を含む、都市計画事業の説明となります。

このため、都市計画公園の名称である「**神代公園**」という呼称を用います。

1 神代公園 事業について

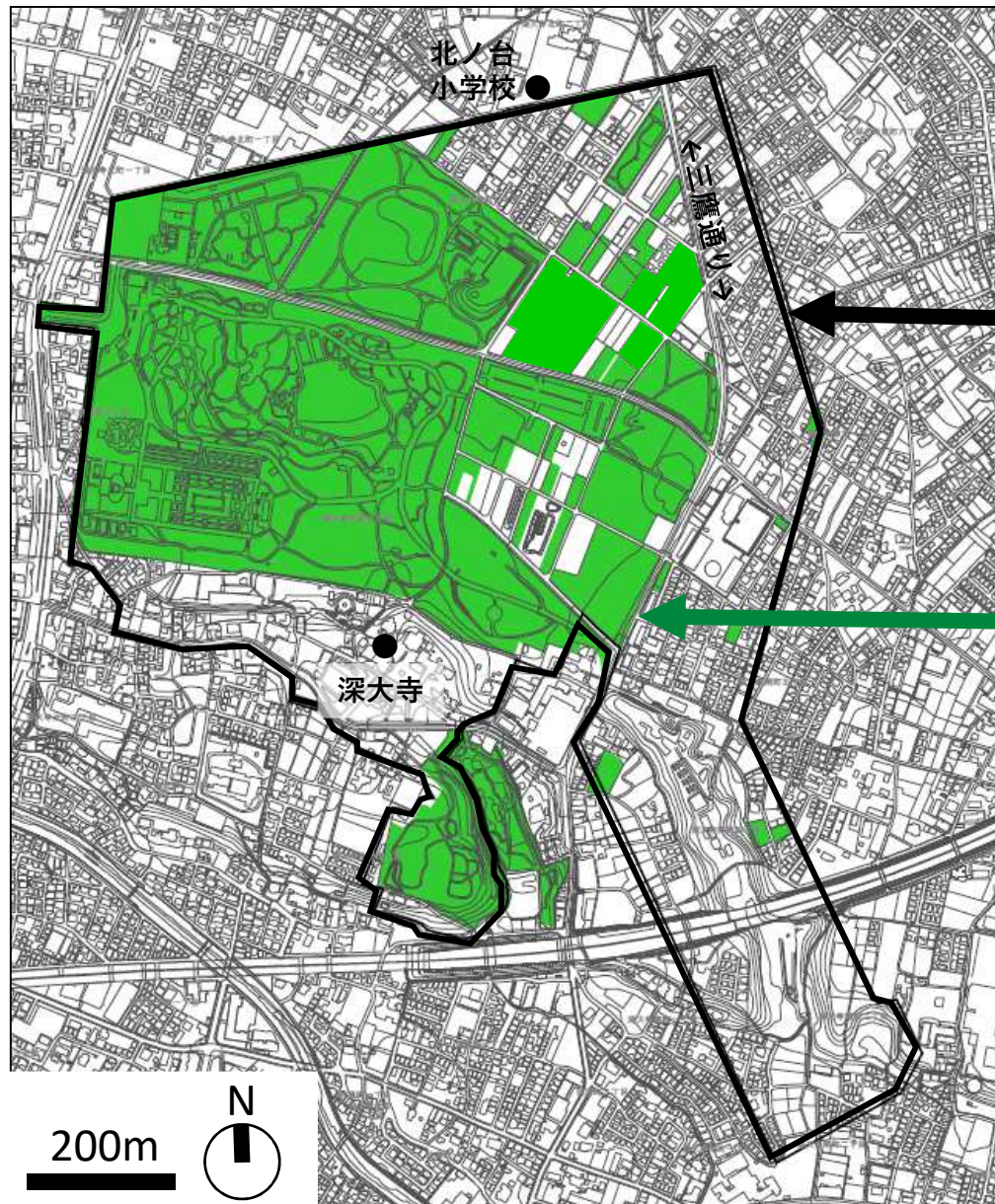
- (1) 神代公園の現況
- (2) 都市計画公園・緑地の整備方針
- (3) 神代公園の優先整備区域
- (4) 神代植物公園の整備計画

(1) 神代公園の現況

① 位置図



② 神代公園 都市計画公園区域図



都市計画決定区域
面積 100.32 ha
告示日 昭和32年12月21日
※当初の都市計画決定から変更なし

公園の開園区域
面積 50.96 ha
(令和6年3月 現在)

(2) 都市計画公園・緑地の整備方針

都市計画公園・緑地の整備方針（抜粋）

令和2年7月改定 東京都都市整備局

○経緯

都及び区市町は、都市計画公園・緑地の整備に一体となって取り組むため、平成18年3月に都市計画公園・緑地の整備方針を策定し、平成23年12月及び令和2年7月に改定しました。

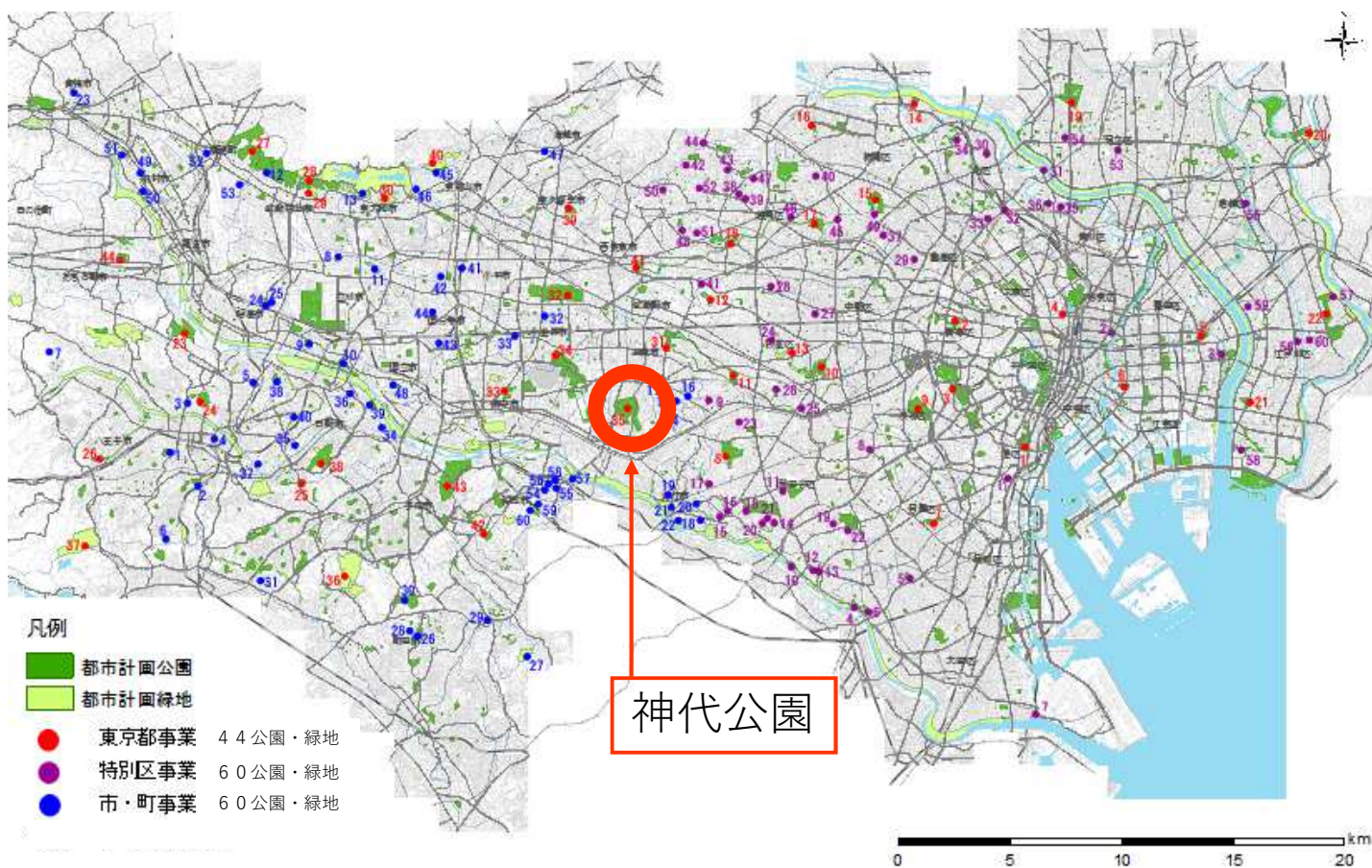
○整備方針の性格

都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするものです。

○計画期間

整備方針の計画期間は令和11年度までの10年間とし、この間、都市計画公園・緑地の事業化に計画的、集中的に取り組めます。

○今後10年間で優先的に整備する公園・緑地
公園の機能・役割に基づく評価により、重点化を図るべき公園のひとつとして、神代公園を選定しています。



○優先整備区域

神代公園をはじめとする優先的に整備する公園・緑地において、整備の重要性と整備効果の高さの観点から、優先整備区域を設定し、事業化に取り組みます。

■事業化とは

都市計画法に基づく事業認可を取得して、公園事業に着手することです。

■事業認可の取得とは

国土交通大臣の都市計画事業の認可のことで、事業者である都の「公園の事業を行います。」という表明です。公園の事業は、用地を取得し、公園施設の整備を行い、誰もが利用できる公園を設けます。

■事業認可取得に伴う制限について

事業認可区域内では、土地の形質の変更（土地の造成等）や建築物の建築等（新築・増改築）に制限がかかり、土地建物等を有償で譲渡する際にも制限が発生します。

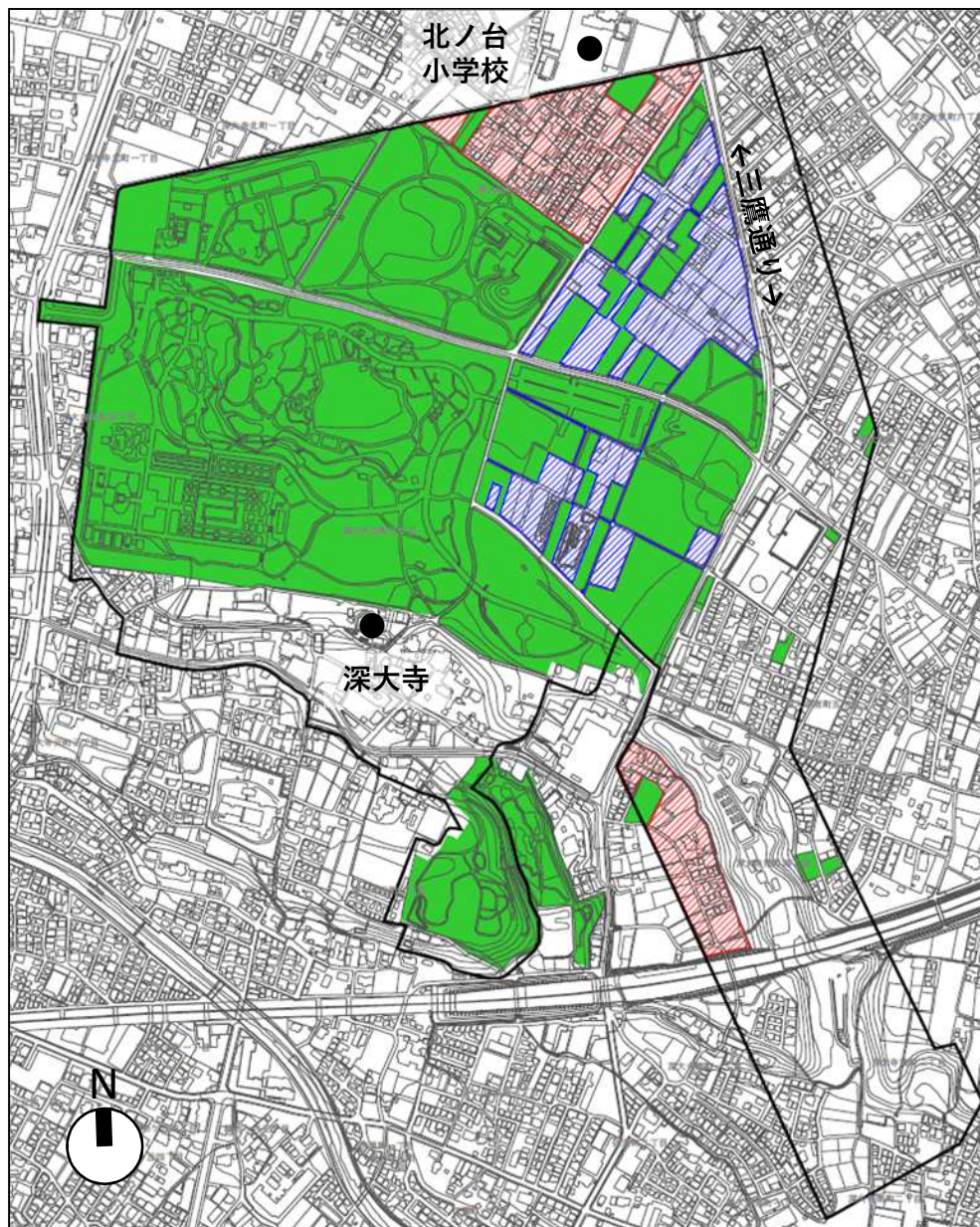
（都市計画法第65条、同法第67条）

■事業認可取得に伴う収用について

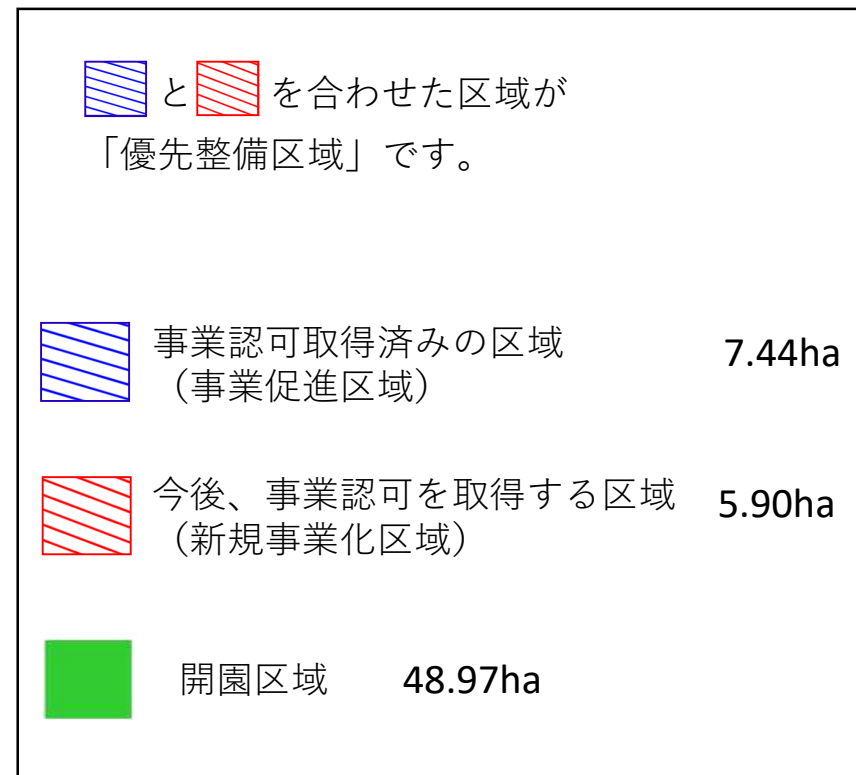
事業認可区域内の土地等については、都市計画事業者が、土地収用法に基づく取得を行う場合がありますが、東京都の公園の事業認可では、原則、収用の手続を保留しています。

神代公園の新規事業認可においても、収用の手続を保留し、任意での売買契約により土地を取得していきます。

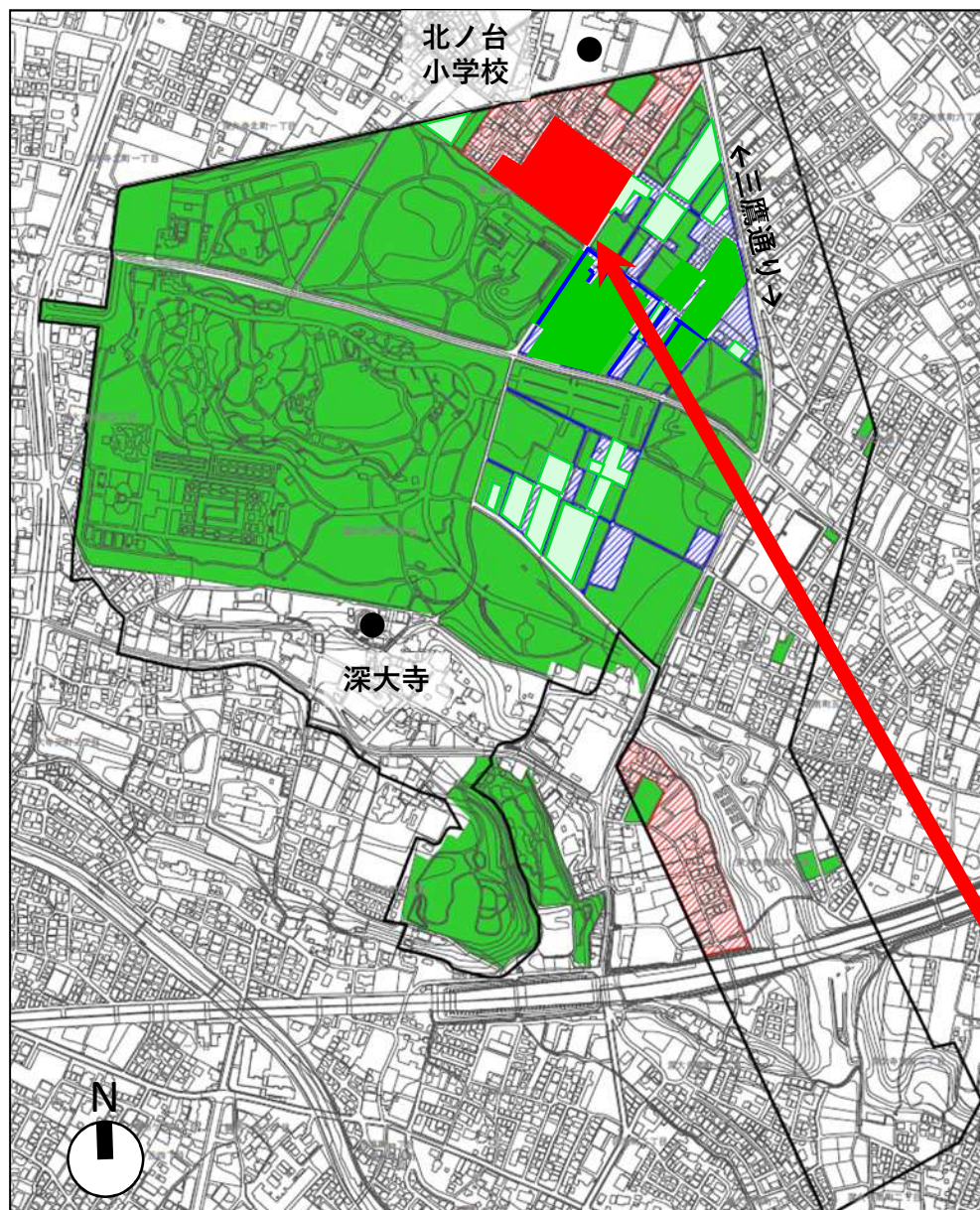
(3) 神代公園の優先整備区域



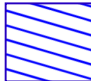



都市計画公園・緑地の整備方針
改訂時点（令和2年7月）の
優先整備区域



(3) 神代公園の優先整備区域



新規事業認可対象区域について
(令和6年3月時点)

	事業認可取得済みの区域 (事業促進区域)	7.44ha
	今後、事業認可を取得 する区域 (新規事業化区域)	5.90ha
	開園区域 (令和6年3月時点)	50.96ha
	未開園の所有地	

新規事業認可対象区域
(赤色着色部)

東京都調布市深大寺北町二丁目地内
面積：約1.7ha

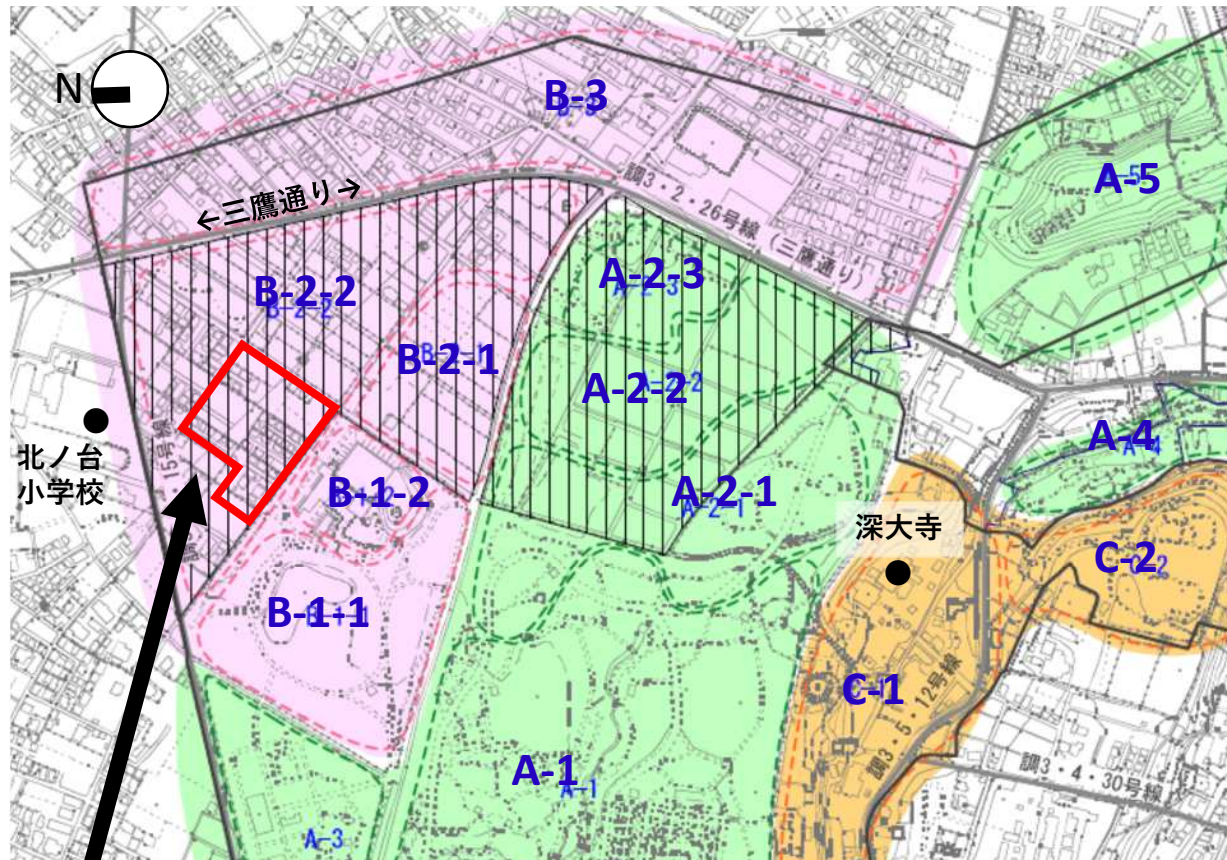
新規事業認可対象区域の拡大図



開園区域 未開園の都有地

(4) 神代植物公園の整備計画

『都立神代植物公園の整備計画（改定）答申 平成26年2月東京都公園審議会』より



各区域のゾーニング

A：教養ゾーン

植物及び豊かな自然環境の展示等を通じ、植物及び自然環境に関する教養知識を深める区域

B：コミュニティゾーン

遊び・運動・野外活動など多様な機能を有するとともに、広大な緑地空間での憩いの場を創出する区域。
また、災害時には救出救助等の活動の拠点とする区域

C：風致ゾーン

深大寺を中心とする歴史的、文化的景観を保全活用する区域

B:コミュニティゾーンの芝生広場エリア (B-2-2)

大規模で開放感のある芝生広場を設置。
災害時には避難場所や活動の拠点としての利用を想定し、防災樹林帯、防災トイレ等の防災施設を設置。

2 神代公園 測量について

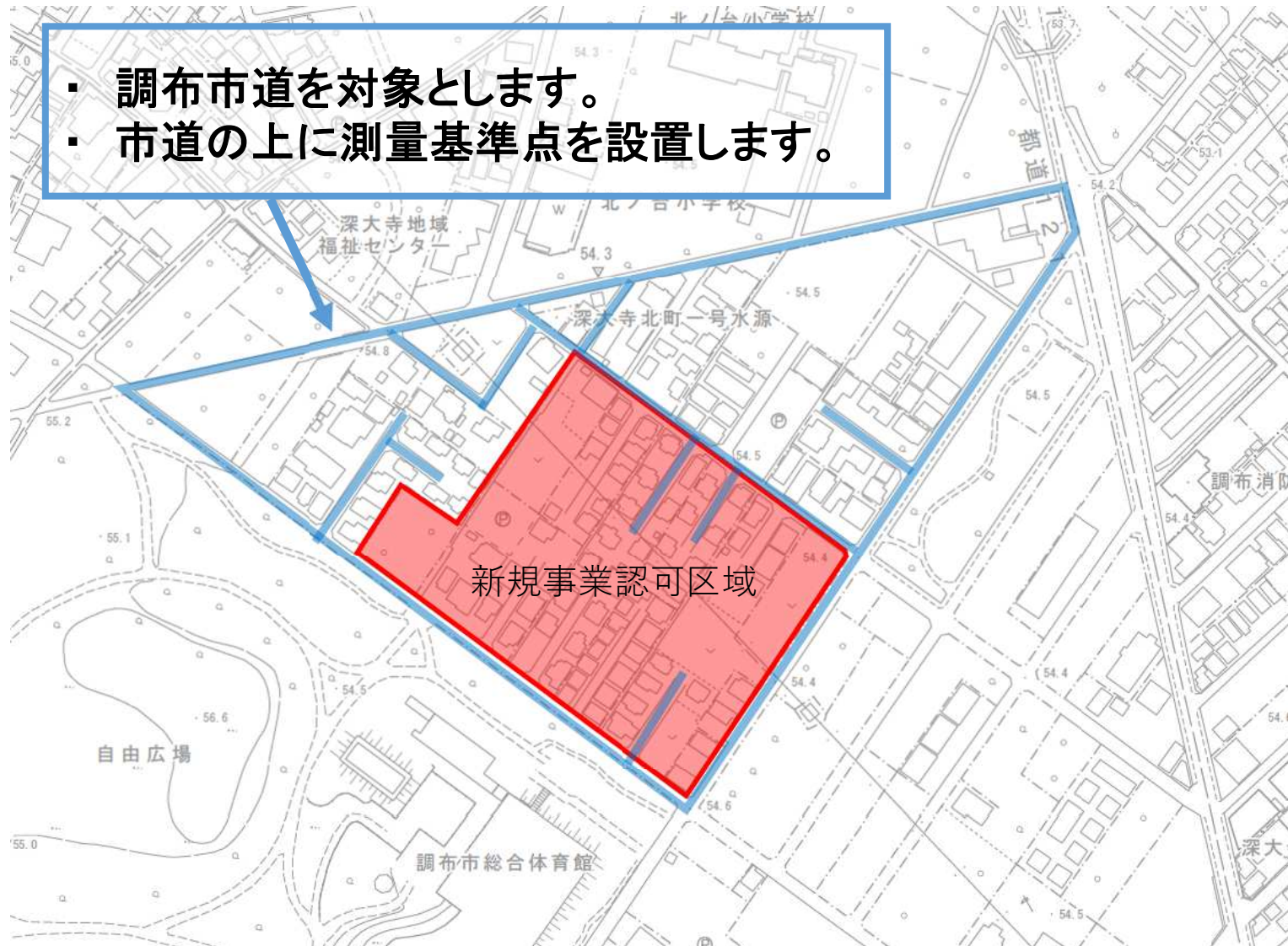
(1) 調布市道の位置確認

- ・ 調布市道の位置情報を確認するため、市道上での作業を行います。
- ・ 説明会終了後、市道沿いの方にチラシにてお知らせした後に、作業を開始します。

(2) 用地測量

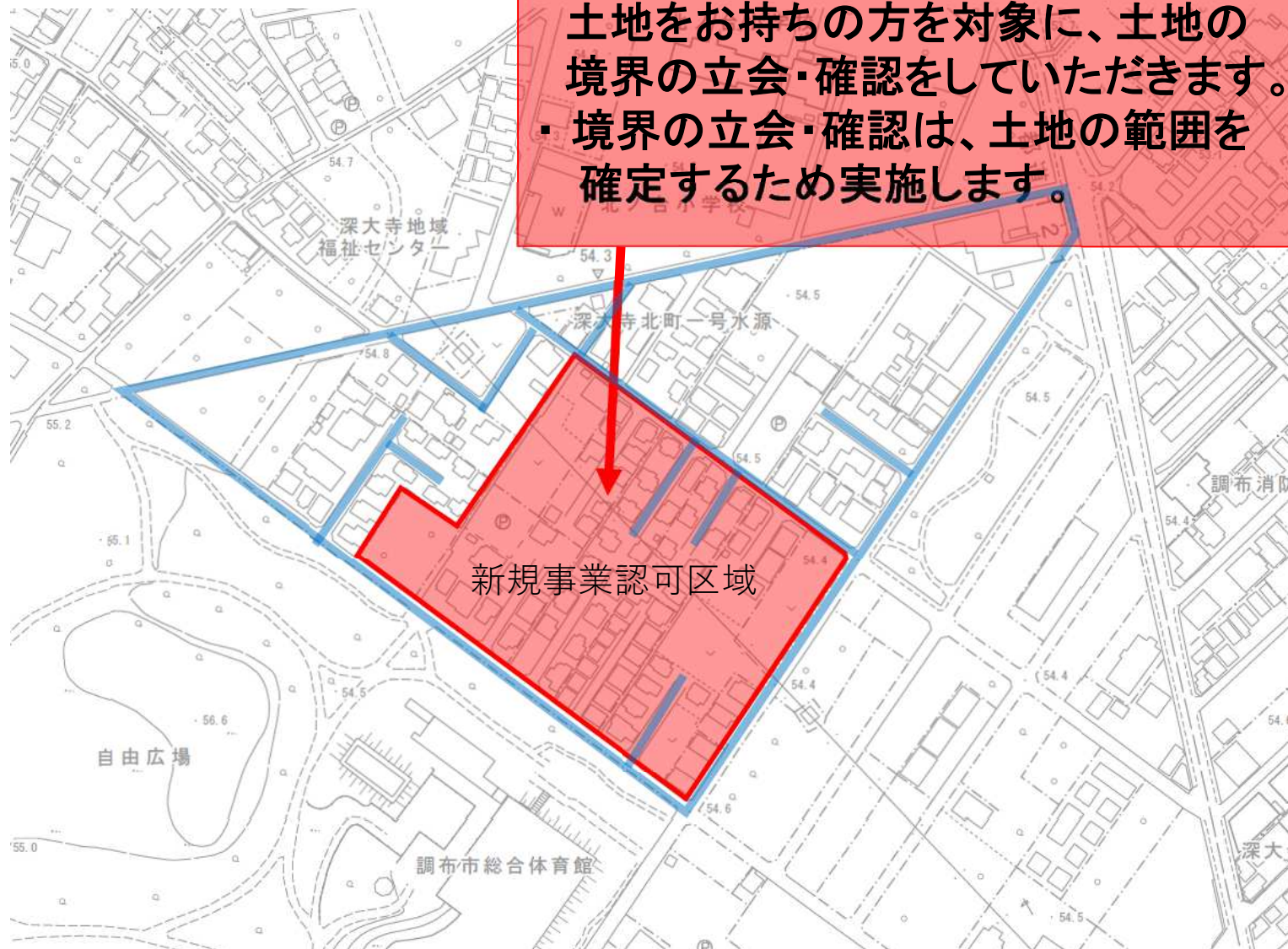
- ・ 新規事業認可対象区域において、住宅の敷地等の測量作業を行うもので、住宅の敷地内に立入って作業を行います。
- ・ 土地をお持ちの方は、隣接する土地との境界の立会・確認をしていただきます。
- ・ 用地測量は、令和6年夏頃から作業を開始する予定です。
- ・ 詳細は決まりましたらお知らせします。

(1) 調布市道の位置確認



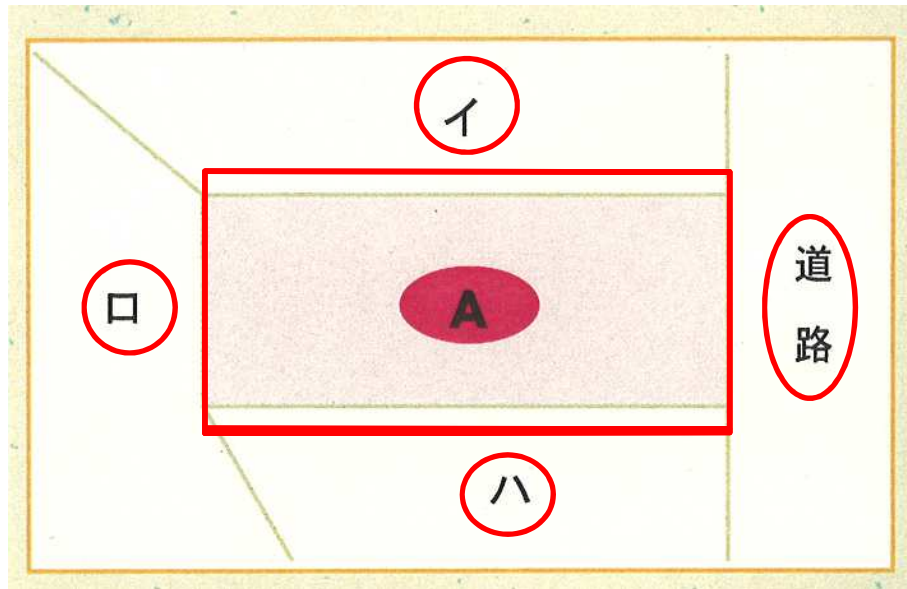
(2) 用地測量

- ・ 新規事業認可区域内(赤色着色部)の土地をお持ちの方を対象に、土地の境界の立会・確認をしていただきます。
- ・ 境界の立会・確認は、土地の範囲を確定するため実施します。



- 土地をお持ちの方は、隣接する土地との境界の立会・確認をしていただきます。
各境界の確定後に測量を行い、面積を算出します。

例) Aさんの土地を用地測量する場合



- ① まず、右側の道路の区域を確定します。
- ② 次に、イ、ロ、ハの土地をお持ちの方に、境界の立会・確認をしていただきます。

■境界確認後の手続き

- 法務局指定の立会証明書に署名・捺印をお願いします。
(右記参照)
- 代理人による代行が可能です。
(委任状が必要)

立会証明書

土地の表示 ○○市○○町五丁目63

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

隣接地番	所有者	立会人住所(上)氏名(下)	所有者との関係	確認年月日	押印
63	東京太郎	○○市○○町一〇一〇 東京太郎	本人	平成19年 7月19日	Ⓜ
64-9	○○○○	○○市○○町一〇一〇 ○○ ○○	本人	平成19年 8月1日	Ⓜ
62-2 (市道)	○○市	別添境界確定図のとおり(市道第○○号線)		年 月 日	
無番地 (都道)	東京都	東京都○○建設事務所 管理課 主事 ○○ ○○	処理担当者	平成19年 7月19日	Ⓜ
無番地 (河川)	東京都	別添河川区域確定図のとおり(○○川)		年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

平成 年 月 日

調査 測量者職氏名

東京都○○建設事務所工事第○課測量係

主事 ○○ ○○ 印

注1 管理人、代理人が立会いた場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。

注2 この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会者の契印をする。

* 法務局指定の立会証明書

- 調布市道の位置確認 及び 用地測量は、東京都から委託を受けた測量会社が実施します。
- 作業員は、東京都西部公園緑地事務所長発行の身分証明書と腕章を携帯します。

6西公工身第◇◇号 身分証明書

氏名

勤務先
勤務先住所

作業員の
顔写真

上記の者は東京都施行の下記委託
に従事する者であることを証明する。

記

1. 件 名

2. 委託場所

3. 委託期間 自 年 月 日
至 年 月 日
年 月 日

東京都西部公園緑地事務所長 公印



腕 章

作業員の身分証明書

3 今後の進め方（案）

■令和6年3月27日 事業・測量説明会

■令和6年4月 調布市道の位置確認開始

* 調布市道に接する方に、チラシにて詳細をお知らせいたします

■令和6年夏以降 用地測量開始

* 詳細が決まりましたらお知らせします

■令和7年3月頃 事業認可告示

■令和7年度以降 用地説明会

* 用地取得についての説明会です

■用地取得（個別に折衝・契約）

■公園整備工事、開園

お問い合わせ先

東京都西部公園緑地事務所工事課

・事業担当 04 22 - 47 - 0192

・測量担当 04 22 - 47 - 1204

E-mail S0200220@section.metro.tokyo.jp



本資料は、3月27日説明会以降に、
西部公園緑地事務所HPに公開します。

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/seibuk/index.html>

QRコードからもアクセスできます。

